

法人税法における第三者有利発行に係る課税関係 — 所得税法および相続税法の規定との比較を中心として —

久留米大学 星田 幸太郎

Taxation Related to the Favorable Issuance in the Corporation Tax Act of Japan

Kotaro Hoshida

Kurume University

要旨

本稿は、所得税法および相続税法の規定との比較および昭和 40（1965）年の法人税法全文改正前後を中心とする制度史を端緒として、法人税法における第三者有利発行に係る課税関係、特に既存株主（旧株主）に係る課税の取り扱いおよびその論理について論究したものである。法人税法上、基本的に第三者有利発行は、直接的には株式発行会社とその割り当てられた第三者との間での取引と観念されている。第三者有利発行に係る株式取得者の経済的利益は、租税法の課税理論上、その経済的実質から旧株主からの贈与と観念されるのであるが、実際の法人税法上での課税の取り扱いにおいては、株式発行に係る直接的な取引、つまり私法上の取引関係を重視して、発行会社からの供与（贈与）と観念されていると考えられた。

キーワード

法人税法、第三者有利発行、経済的実質、株式取得者の経済的利益、贈与

1 はじめに¹

一般的に、法人（会社）において、その設立後、企業規模の拡大や損失の穴埋め等に際し、社内留保以外に社外からの資金調達を必要とする場合がしばしば見受けられる²。会社、特に株式会社においては、外部から資金を調達する方法の1つとして、募集株式の発行等（新株の発行・自己株式の処分）が考えられ³、その類型の中に「第三者割当て」がある⁴。「第三者割当て」とは、「株主に『株式の割当てを受ける権利』を与えない形でなされる募集株式の発行等のうち、縁故者に対してのみ募集株式の申込みの勧誘および割当てを行う方法」⁵であり、先に述べた資金調達とともに、それ以外の他社との資本・業務提携等といった経営上の目的を実現するための手段として用いられている⁶。そのため、例えば、第三者割当てに対し、株式を引き受ける者にとって、1株の払込金額が時価よりも特に低い、すなわち、「有利な払込金額」による株式の有利発行（以下、「第三者有利発行」という）が行われる場合も間々見受けられる。

法人税法において、第三者有利発行に係る課税関係を直接定めた規定は存しないものの、株主として取得した場合を除き、第三者有利発行によって株式を引き受けた法人は、払込価額と取得時の時価との差額に相当する経済的利益を受贈益として課税されるものと

考えられている（法人税法 22 条 2 項、法人税法施行令 119 条 1 項 4 号）。しかしながら、多くの当該課税に係る問題が今なお残されている。特に法人税法上、既存株主に係る課税問題、すなわち当該経済的利益は何人から移転されたものなのか、また、その移転に係る課税の可否の問題が挙げられる。これを論じた先行研究は多くあるものの、立法当時を含めた制度史の観点から上記問題を論究した先行研究は管見の限り見当たらない。

そこで、本稿では、まず会社法における第三者有利発行を概観し、その仕組みや考え方を確認する。次に、発行人に係る法人税法の規定とその趣旨、そして、所得税法、相続税法の規定とその趣旨を考察しつつ、既存株主についても検討する。最後に、法人税法の規定とその趣旨を考察すると共に、昭和 40（1965）年の法人税法全文改正前後を中心とする制度史の観点から上記既存株主に係る課税問題について検討していく。

2 会社法における第三者有利発行

(1) 第三者有利発行

全株式譲渡制限会社である非公開会社においては、通常、株式の市場価格が存しておらず、払込金額が公正な金額であるか否かの判断が容易ではない⁷。さらに、既存株主（旧株主）は、通常、自らの持株比率の維持に関心を有していると考えられるが、募集株式の発行等によって持株比率が低下した場合、当該既存株主が他の株主からの株式の譲受けによって、その低下した持株比率を回復しようとしても発行会社の承認を得られない可能性がある⁸。そのため、非公開会社においては、募集事項（会社法 199 条 1 項）の決定は、株主総会の特別決議によらなければならない。

また、会社が既存株主に対し、その従前の持株比率に応じて、株式を割当てる権利を与える株主割当て⁹以外の方法、例えば、第三者割当てによる方法で新株を発行する場合であって、当該 1 株の払込金額が株式を引き受ける者にとって、時価よりも特に低い、すなわち、「特に有利な払込金額」¹⁰による有利発行の場合には、既存株主は旧株式の価値の低下による経済的損失等の不利益を被るため、既存株主の利益保護の観点から、非公開会社においては、当該募集事項の決定も株主総会の特別決議によることとなる（会社法 199 条 2 項、同 309 条 2 項 5 号）。

ただし、株主総会においては、その特別決議によって、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる（会社法 200 条 1 項、同 309 条 2 項 5 号）。

(2) 既存株主の被る不利益

上記で述べたように、第三者有利発行の場合、株主総会の特別決議を要することとされているが、その理由として、既存株主の被る不利益が考えられる。当該既存株主の被る不利益には 2 種類の損失があると考えられている¹¹。

まず 1 つ目は、発行済株式総数の増加および既存株主の持分比率に応じた割当てではないことによって生じる「持分比率の低下」である。いま 1 つは、公正な価額（時価）よりも低い「特に有利な払込価額」による発行によって生じる「株式価値の希釈化による経済的損失」である¹²。

たとえば、発行済株式数 1 株、その 1 株の株式の市場価格 100 円、その資産価値（時

価) 100 円 (1 株×100 円) の A 社が、新たに 1 株を B 社に特に有利な払込価額 (1 株 10 円) で発行した場合、従来、A 社株式 1 株を保有していた株主 C 社への影響を考えてみる。第三者有利発行によって、発行済株式の総数が 1 株から 2 株に増加することによって、C 社の持分比率は従来の 1 分の 1 から 2 分の 1 に低下する。また、1 株あたりの時価は、従来の 100 円から 55 円 $((100 \text{ 円} + 1 \text{ 株} \times 10 \text{ 円}) \div 2 \text{ 株})$ に低下 (45 円減少) し、C 社は株式価値の希釈化による経済的損失を被っている。他方、B 社において、その取得した新株の取得価額は、55 円 (1 株×55 円) であり、その経済的利益は 45 円 (1 株×(55 円−10 円)) となる。そして、第三者有利発行において、B 社の経済的利益の額 (45 円) は、理論上、C 社の被る不利益の額 (45 円) と一致するのである¹³。

3 第三者有利発行に係る課税関係

(1) 発行法人 (法人税法)

法人税法 22 条 2 項は、益金の額に算入すべき金額について、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」と定め、当該事業年度の益金の額に算入すべき金額について、別段の定めがあるものを除き、資本等取引以外の「取引」に係る当該事業年度の収益の額とする旨規定している。また、同条 5 項は、「第二項・・・に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配 (資産の流動化に関する法律第百十五條第一項 (中間配当) に規定する金銭の分配を含む。) 及び残余財産の分配又は引渡しをいう。」と規定している。つまり、法人税法は、資本等取引と損益取引を明確に峻別している¹⁴。発行法人において、新株の第三者有利発行は「資本等取引」に該当し、払込金額だけ資本金等の額が増加するのみであり、原則として、課税関係は生じないと考えられる¹⁵。

なお、有利発行か否かは、当該発行が社会通念上相当と認められる価額を下回る価額で行われたか否かで判定され、社会通念上相当と認められる価額を下回るか否かは、当該株式の価額と払込金額等との差額が当該株式の価額のおおむね 10% 相当額以上であるかどうかにより判定される (法人税法基本通達 2-3-7)。

(2) 株式引受人が個人の場合 (所得税法)

所得税法 36 条は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額または総収入金額に算入すべき金額の範囲、その年度帰属や金銭以外の物または権利その他経済的な利益に係るその価額の評価等について通則を規定している¹⁶。新株の第三者有利発行によって当該新株を引き受けた個人に対する課税について、株式等の金銭以外の物または権利その他経済的な利益をもって収入する場合におけるその年において収入すべき金額は、「その金銭以外の物または権利その他経済的な利益の価額」とされ (同条 1 項)、「その金銭以外の物または権利その他経済的な利益の価額」とは、「物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」と規定されている (同条 2 項)。

これを受けて、所得税法施行令 84 条 3 項は、発行法人から株式を取得する権利で当該権

利の譲渡について譲渡制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合における当該権利に係る収入金額の価額について規定し、その一つである「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合」における当該権利に係る収入金額の価額について、「当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日）」における価額から「当該権利の行使に係る当該権利の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額」を控除した金額とする旨定めている。また、発行法人から与えられた有利な金額で株式を取得する権利（同 84 条 3 項）の行使により取得した有価証券の取得価額は、「当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日）」における価額を取得価額とする（所得税法施行令 109 条 1 項 3 号）。したがって、新株の第三者有利発行によって引き受けた株式の取得価額は、実際の払込金額ではなく、払込期日等における価額、すなわち「時価」となる。このように、上記株式等の取得価額を時価とすることとされているのは、「旧株の含み益が未実現のまま株式等の取得者に移転することを防ぎ、新株主・出資者に受贈益として課税しようとする趣旨」¹⁷によるものと考えられる。

他方、法人税法と同様に、たとえ有利発行により取得した有価証券であっても、「株主等として与えられた場合（当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）」は、その取得価額は時価ではなく、払込金額が取得価額とされ（所得税法施行令 84 条 3 項、同 109 条 1 項 1 号）、課税の問題は生じないと解される¹⁸。なお、有利発行に該当するか否かについては、法人税法とほぼ同様の内容が通達に規定されている（所得税基本通達 23～35 共-7、同 23～35 共-8）。

所得税法上、発行法人から株式等を取得する権利で譲渡制限等が付されているものを与えられた場合の当該権利の行使による株式の取得に係る所得区分に関しては、発行法人と当該権利を与えられた者との雇用契約等に応じて区分されるのであるが、このうち、第三者有利発行の場合は、原則として、一時所得とされる。しかし、発行法人の役員または使用人に対しその地位または職務等に関連して株式を取得する権利が与えられたと認められる場合は給与所得、発行法人の役員または使用人の退職に基因して株式を取得する権利が与えられたと認められる場合は退職所得とされる（同 23～35 共-6）。

したがって、所得税法上、第三者有利発行により新株を取得する権利は、「発行法人から与えられた権利」である旨明確に規定されていることから、第三者有利発行に係る経済的利益は発行法人から新株を引き受けた株主個人に与えられたものと考えられる。このことから、第三者有利発行に係る取引当事者は発行法人と引受人であって、既存株主（旧株主）と株式取得者との株主間で当該経済的利益の移転が生じたとは観念されず、既存株主（旧株主）には課税問題は生じないと解される¹⁹。

(3) 株式引受人が個人の場合（相続税法）

第三者有利発行により新株を引き受けた株主が個人の場合、所得税ではなく贈与税が課税されるケースがあり得る。

相続税法 9 条は、贈与または遺贈により取得したものとみなす場合（その他の利益の享受）について規定しており、同法 5 条から 8 条までおよび第 3 節の規定に該当する場合を除き、法律的には贈与または遺贈により取得した財産ではないが、その取得した事実によ

って贈与または遺贈により取得した財産と実質的に同様の経済的効果と同じくするため、公平負担の見地から、その取得した財産を贈与または遺贈により取得したものとみなして、贈与税または相続税の課税財産（みなし贈与財産またはみなし相続財産）とする旨規定している²⁰。つまり、同条は、同法 5 条等に該当する場合を除くほか、一般に対価を支払わないで、または著しく低い価額の対価で利益を受けた場合には、贈与の意思（契約）の有無に拘わらず租税回避行為を防止するため公平負担の見地から、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与または遺贈により取得したものとみなして、贈与税または相続税を課税することとしているのである。

これを受けて、相続税法基本通達 9-4 は、同族会社が新株の発行（当該同族会社の有する自己株式の処分を含む。）をする場合において、当該新株に係る引受権（募集株式引受権）の全部または一部が当該同族会社の株主の親族等（相続税法施行令 31 条）に与えられ、当該募集株式引受権に基づき新株を取得したときは、原則として、当該株主の親族等が、当該募集株式引受権を当該株主から贈与によって取得したものと取り扱うものとする旨定めている。ただし、当該募集株式引受権が給与所得または退職所得として所得税の課税対象となる場合には、贈与税は課税されないことと規定している。すなわち、第三者有利発行の場合、本来は新株を発行した「法人の行為として行われるものであるが、同族会社の場合にあっては、その募集株式引受権の利益が給与所得又は退職所得として所得税の課税対象となるものを除き、その旧株主と株式取得者とが親族等の関係にあるときは、その含み益の移行について、個人間の贈与（利益を受けさせ、利益を受けたという関係）があったものとして取り扱う」²¹ことになるのである。

上記のような第三者有利発行によって、その既存株主（旧株主）から新株を引き受けた親族等に対し、募集株式引受権が贈与されたとみなして（擬制して）、贈与税の課税対象とする論理は、あくまでも「別段の定め」（みなし規定）である相続税法 9 条が相続税法上規定されていることから導かれる論理であると考えられる。

ここで留意すべき点は、相続税法 9 条と同条を根拠法令としその解釈を示す同法基本通達 9-4 は、贈与した既存株主（旧株主）の課税に対する規定ではなく、その親族等の個人（新株主）が受けた経済的利益に対する贈与税課税の規定であり²²、また、既に上記で示したように、所得税法には、相続税法 9 条のような「別段の定め」（みなし規定）が存しないのである。

（4）株式引受人が法人の場合（法人税法）

① 現行法人税法の規定とその取り扱い

法人税法において、第三者有利発行によって当該新株を引き受けた法人に対する課税については、直接定めた規定はない²³。しかしながら、同法 22 条 2 項における「無償」という文言には、通常対価よりも低い対価、つまり「低価」も含まれると解されており²⁴、第三者有利発行によって株式を取得した場合には、当該株式の時価と実際の払込価額との差額は受贈益とされ、同条項の「無償による資産の譲受け」に係る収益に該当し、益金を構成するものと考えられている²⁵。これについては、同法施行令 119 条 1 項 4 号が有利発

行による新株の取得価額について、「その取得の時ににおけるその有価証券の取得のために通常要する価額」、すなわち「時価」と規定していることから間接的に確認できる²⁶。

ただし、第三者有利発行により取得した有価証券（株式）であっても、株主等として取得し、他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合は、第三者有利発行により取得をした有価証券からは除かれ、法人法施行令 119 条 1 項 4 号ではなく、同施行令 119 条 1 項 2 号により当該有価証券の取得価額は実際の払込金額とされ、受贈益の問題は生じないと解されている²⁷。なお、同施行令 119 条 1 項 4 号における「他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合」とは、「会社法の制定による種類株式の多様化に伴い、従前の『株主等として取得したこと』（税制上の株主平等）の内容を、より明確化したもの」²⁸であり、同法基本通達 2-3-8 は、「株主等である法人が有する株式の内容及び数に応じて株式又は新株予約権が平等に与えられ、かつ、その株主等とその内容の異なる株式を有する株主等との間においても経済的な衡平が維持される場合をいう」²⁹と規定している。

法人税法施行令 119 条 1 項 4 号が、第三者有利発行により取得した株式について、「有価証券の取得の時ににおけるその有価証券の取得のために通常要する価額」（時価）を当該取得価額と規定している趣旨としては、新株等の発行が通常要する価額に比して有利な金額で行われるような「増資については、通常時価で行うべき性格のものであるからである。すなわち、増資を時価で行った場合には、払込額が取得価額とされるからである。しかし、一般には、このような時価発行が行われず、時価より低い価額によつて増資が行われることが多く、したがって、旧株の含み益がその増資による交付株式等に移る結果となる。そこで、このような含み益については、税法上その交付株式等の割当てを受けた者の益金を構成すべきものと考えられるので、他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合以外で有利な金額で取得した株式又は出資については、その取得の時ににおける価額を取得価額としている。」³⁰と考えられている。

② 既存株主に係る課税とその論理

法人税法上、昭和 40（1965）年度税制改正によって、発行法人から株主等としての地位に基づかないで新株引受権が付与された第三者割当てによって新株を取得した場合について、当該払込金額によらずに、その有価証券の当該払込期日の時価によることと初めて旧法人税法施行令 38 条 1 項 2 号として明文化された³¹。旧所得税法施行規則 9 条の 4 においては³²、昭和 29（1954）年からすでに、新株引受権は時価によって評価し、当該時価から新株の発行価額を控除した金額について課税することとされていた。法人税法においても、その基本的な考え方は同様であって、昭和 40 年度税制改正以前から所得税法におけるそれと同様に取り扱われてきたのであるが、法人の場合にはその取り扱いが必ずしも明らかではなかったことから、所得税法の取り扱いと平仄を合わせる、つまり、歩調を一にする意味で明確にされたのであった³³。

当時、発行法人から株主等としての地位に基づかないで新株引受権が付与された第三者割当てによって新株を取得した場合における新株引受権に係る経済的利益については、「増資の場合において、新、旧株いずれも 1 株に付着する株主の権利は同一であるから、旧株に含まれている発行法人の積立金や含み益の一部が新株に移行することになる。つまり新

株の価額が払込金額以上になるのはこのためであり、それが新株引受権の価額に相当する金額に該当する。」³⁴として、法人税法、所得税法および相続税法共に同様の説明がなされている。換言すれば、かかる払込みを行ったときは、「その株式等の価額と払込金額の差額、すなわち新株引受権の価額に相当する金額の贈与があつたとも考えられ」³⁵、当該「新株引受権の価額に相当する経済的利益が実現されたものとして、課税されることになる（個人の場合にあつても、一時所得または給与所得となる）。」³⁶のであって、「新株引受権の提供は、形式は発行法人からなされたものであるが、他の従来からの株主等における株式等の価値の減少と新株引受権の価値とが見合うものであるから、従来からの株主等全体からの贈与と考えることが経済的な実質に合致する見方である」³⁷り、「したがって、この規定があるからといつて、発行法人における損益に関係が生ずることはない」³⁸と解されていた。第三者有利発行の場合においても、発行法人においては、資本の増加を意味することから、当該損益には全く影響がなく、法人税法上、資本等取引に該当するものと考えられていたと思われる³⁹。

なお、所得税法においては、昭和40年度税制改正前後において、新株引受権が株主以外の縁故者に有利な条件で割当てられた場合における当該新株引受による発行価額と株価の差額は、その割当ての態様によって、一時所得、給与所得または退職所得として課税されており、かかる経済的利益は発行法人から有価証券の現物交付を受けた場合と異なるところがなく、発行法人から贈与を受けたものの1つと考えられていた⁴⁰。

その後、昭和41年に旧商法が改正され、新株引受権の付与の有無に拘わらず、株主等以外の第三者に有利な価額で新株を発行する場合に限り、株主総会の特別決議を要することに改められた（旧商法280条の2）⁴¹。これを受けて、昭和48年度税制改正で、株主以外の第三者の払込みによる株式等の取得価額に係る旧法人税法施行令38条1項2号が改められ⁴²、現行の取り扱いの淵源となる有利発行税制が導入された⁴³。当該改正前は、第三者に新株引受権が与えられた場合には、時価との差額がわずかでもすべて払込期日の時価によることとされ、それ以外の新株式引受権の付与を伴わない公募や縁故募集等の時価に比し低い有利価額発行の場合には払込金額によることとされていた。しかし、第三者割当ての場合も縁故募集等の場合も有利価額発行による利益を受けることには変わりがない、換言すれば、「旧株の含み益がその払込者に移る」⁴⁴わけであるから⁴⁵、当該改正後は、従前と同様に「その払込価額と時価との差額を課税する趣旨で」⁴⁶、第三者に新株引受権が与えられた場合に限らず、有利な発行価額により新株を取得した場合は払込期日の時価によることとし、有利な発行価額でないものは払込金額によることに改められた⁴⁷。

すなわち、第三者有利発行の場合には、株式の取得者において旧株の含み益の減少という損失が生じず、新株の取得の段階で旧株主からその払込価額と時価との差額に相当する旧株の含み益が移転することになるが、当該含み益は、株式取得者（法人）側で実現した経済的利益であって、株式取得者（法人）の益金を構成すべきものであり、課税の対象となるのである⁴⁸。また、発行法人においては、当該取引は、法人税法上、資本等取引に該当するので、課税所得の増減には直接的な影響はないと認識されていた⁴⁹。そして、この考え方は株式の取得者が「個人の場合でも基本的には同じである」⁵⁰と考えられていた。

このように、昭和48年度税制改正前後において、法人税法上、「有利な発行価額」という新たな概念に伴う取り扱い等の異なる点はあるものの、旧株主から移転する旧株の含み

益への課税をその課税根拠（理論）としている点、また、所得税法と相続税法における課税根拠（理論）と軌を一にしている点は首尾一貫しているものと考えられ、上記でみた現行法人税法、所得税法および相続税法と同様に、第三者有利発行に係る経済的利益について、「一方（旧株主）の損失と他方（株式取得者）の利益とを結んで、税務は原則として旧株主から新株主への贈与とすべき性質のものと考え」⁵¹（括弧一筆者）られていたと解される。

翻って、昭和43年頃、法人税法における第三者有利発行については、「たとえば増資が発表されて、払込金額は額面通りの50円に対し、新株引受権が市場で80円を呼んでいるとすると、株主でない者が発行法人の役員と縁故関係があるなどの理由で割当てを受けた場合は、たとえ50（円）の払込みを行なっても、80円で取得したものとみなされるから、差引き30円は発行法人から贈与を受けたこととなるわけである。」⁵²（括弧一筆者）と解されており、税務における実際の増資事例では、第三者有利発行に係る払込価額と時価との差額を「直ちに贈与として課税するようなことも、技術上の煩鎖もあり、実際にはなされていない。しかし、そうかといって贈与理論が捨てられているわけではないので、放置しては弊害を生ずると認められるケースがあれば、いつにてもこの理論が発動する構えだけは、厳としてとられている。現在の実例としては、（相続税法における）親族間の恣意的応募の場合がそれである」⁵³（括弧一筆者）と考えられていた。

現行法人税法上、「基本的には、有利発行の第三者割当ては、直接的には、新株発行会社とその割り当てられた第三者との間での取引である。」⁵⁴と考えられており、上述してきた昭和40年度税制改正の趣旨等と合わせ考えるに、第三者有利発行に係る株式取得法人の経済的利益は、その経済的実質からみれば旧株主からの贈与と考えられるが、実際の法人税法上での取り扱いにおいては、新株発行に係る直接的な取引、つまり私法上の取引関係を重視し、発行会社からの供与（贈与）と観念されてきたと解される。

上記のことから、法人税法においては、第三者有利発行の場合、当該新株を引き受けた株式取得法人が得た当該経済的利益を受贈益として課税するに止めている一方で、会社法上、第三者有利発行を行う場合、原則として、既存株主（旧株主）の利益保護の観点から株主総会の特別決議を要し、既存株主は、当該是非についての決定権を有する関係者ではあるものの、形式的にはかかる取引において当事者主体とは考えられず、また相続税法9条のみなし規定のように、当該経済的実質の観点から株式取得者に生じる当該経済的利益を旧株主からの贈与として捉え、その課税対象とする規定も存しないことから、既存株主においては、一般的に課税問題は生じないものと解される⁵⁵。

4 おわりに

本稿では、所得税法および相続税法の規定との比較および昭和40（1965）年の法人税法全文改正前後を中心とする制度史を端緒として、法人税法における第三者有利発行に係る課税関係、特に既存株主に係る課税の取り扱いおよびその論理について研究し、先行研究では空白だった領域をつなぐことができた。

租税法上、第三者有利発行に係る経済的利益については、旧株主の経済的損失と株式取得者の経済的利益とを関連付け、原則として、旧株主から株式取得者への贈与とすべき性質のものと考えられている。しかしながら、第三者有利発行に係る株式取得法人の経済的

利益は、その経済的実質から旧株主から移転する含み益への課税をその課税根拠（理論）としつつも、実際の法人税法上での取り扱いにおいては、新株発行に係る直接的な取引、換言すれば、私法上の取引関係を重視し、発行会社からの供与（贈与）と観念されていると解された。したがって、法人税法上は、株式取得法人において、当該経済的利益を受贈益として課税するに止めている一方で、既存株主においては、一般的に課税問題は生じないものと解された。

【引用・参考文献】

- 1 第三者有利発行における新株主が受ける経済的利益は、旧株主から移転した資産価値と認定して、旧株主に対して法人税法 22 条 2 項の適用を認めた最高裁判平成 18（2006）年 1 月 24 日判決（『訴務月報』第 53 卷第 10 号 2946 頁）があるが、これに関する研究は別の機会に譲ることとし、本稿では当該判決の研究に当たっても重要と思われる従前の第三者有利発行に係る論理等に焦点を当てていく。
また、本稿では、株式発行人は、全株式譲渡制限会社である非公開会社という前提の下で、論を展開していく。
- 2 江頭憲治郎『株式会社法 第 7 版』（有斐閣、2017 年）、713 頁。
- 3 田中亘『会社法 第 3 版』（東京大学出版会、2021 年）、479 頁－480 頁。
- 4 同上、490 頁－491 頁。
- 5 江頭憲治郎、前掲注（2）、718 頁。
- 6 森本滋『会社法〔第 2 版〕』（有信堂高文社、1995 年）、326 頁。
- 7 江頭憲治郎、前掲注（2）、769 頁。
- 8 山田純子「第 8 節 募集株式の発行等 第 1 款 募集事項の決定等」酒巻俊雄・龍田節『逐条解説会社法 第 3 巻 株式・2／新株予約権』（中央経済社、2010 年）、60 頁。
- 9 田中亘、前掲注（3）、486 頁。
- 10 神田秀樹教授は、会社法における「特に有利な払込金額」について、過去の判例から①「一般に、公正な発行価額（通常は時価）を基準として 1 割程度低くても『特に有利』とはいえないと解されてきた」、②「一時的に株価が高騰しているような場合には、一時的に高騰した時価ではなく、一定期間の平均値などの株価を基準として考える」、③「特定の第三者に事業提携等の目的で発行される場合であって、その提携等による効果が発行前に株価に反映された場合には、反映前の株価を基準に発行しても『特に有利』には該当しない」と整理・言及されておられる（神田秀樹『会社法 第 24 版』（弘文堂、2022 年）、159 頁）。
- 11 同上、148 頁－149 頁。
田中亘、前掲注（3）、486 頁－487 頁。
- 12 田中亘、前掲注（3）、486 頁－487 頁。
- 13 神田秀樹、前掲注（10）、148 頁－149 頁参照。
田中亘、前掲注（3）、486 頁－487 頁参照。
- 14 増井良啓『租税法入門〔第 2 版〕』（有斐閣、2018 年）、209 頁。
- 15 岡村忠生・高橋祐介・田中晶国「有利発行課税の構造と問題」岡村忠生編『新しい法人税法』（有斐閣、2007 年）、255 頁。
この点について、岡村忠生教授は、「株式の発行は、有利な条件による場合も資本等取引に該当するため、発行人に対する無償譲渡（寄附金）課税はないと思われるが（22 条 5 項）、（既存株主の持分割合に対応しない一筆）非按分的な場合には、資本等取引と並行して損益取引（贈与）が認定される可能性はある」と指摘されている（岡村忠生『法人税法講義〔第 3 版〕』（成文堂、2007 年）、242 頁）。
- 16 金子宏『租税法〔第 23 版〕』（弘文堂、2019 年）、307－308 頁参照。
- 17 武田昌輔監修「コンメンタール×所得税務積義 Digital」『税務・会計データベース』<https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_KAIZEI/D1WPKzHonbunTop.exe?t=1648689930452>（参照 2023 年 5 月 14 日）参照。
- 18 岡村忠生・高橋祐介・田中晶国、前掲注（15）、260 頁。
- 19 大淵博義『法人税法解釈の検証と実践的展開 第 1 巻（改訂増補版）』（税務経理協会、2013 年）、26－27 頁参照。
- 20 金子宏、前掲注（16）、706 頁参照。
東京地裁昭和 51（1976）年 2 月 17 日判決（昭和 48（1973）年（行ウ）第 128 号）『LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース』文献番号 21053110。
- 21 大野隆太郎編『相続税法基本通達逐条解説』（大蔵財務協会、2018 年）、155 頁。
- 22 大淵博義、前掲注（19）、28 頁参照。
- 23 岡村忠生・高橋祐介・田中晶国、前掲注（15）、257 頁。
- 24 金子宏、前掲注（16）、339 頁。
- 25 同上、340 頁。
- 26 岡村忠生・高橋祐介・田中晶国、前掲注（15）、257 頁。
- 27 武田昌輔編著「コンメンタール法人税法 Digital」『税務・会計データベース』<https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_KAIZEI/D1WPKzHonbunTop.exe?t=1648185379457>（参照 2023 年 5 月 15 日）参照。
- 28 佐々木浩・長井伸仁・一松旬「法人税法の改正」『平成 18 年度税制改正の解説』（大蔵財務協会、2006 年）、280 頁。
- 29 武田昌輔編著「会社税務積義 Digital」『税務・会計データベース』<https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_KAIZEI/D1WPKzHonbunTop.exe?t=1648261836425>（参照 2023 年 5 月 15 日）参照。
- 30 同上（参照 2023 年 5 月 15 日）参照。

- 31 旧法人税法施行令 38 条
 第 34 条第 1 項（有価証券の評価の方法）の規定による有価証券の評価額の計算の基礎となる有価証券の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。
 一 払込みにより取得した有価証券（次号に該当するものを除く。） その払い込んだ金額
 二 発行人から新株の引受権その他これに準ずるもの（以下この号において「新株引受権」という。）を与えられた場合（株主等として与えられた場合を除く。）における当該新株引受権に基づく払込みにより取得した有価証券 その有価証券の当該払込みに係る期日における価額
 三～五 省略
 2～3 省略
- 32 旧所得税法施行規則 9 条の 4
 法人から新株の引受権を与えられた場合（株主として新株の引受権を与えられた場合を除く。）における当該新株の引受権に係る法第九条に規定する収入金額又は総収入金額の計算については、当該新株に係る払込期日における新株の価額（当該払込期日の翌日以後一箇月以内に当該新株の価額が低落したときは、その低落した最低の価額）から当該新株の発行価額を控除した金額による。
- 33 武田昌輔『昭和 40 年 改正税法のすべて』（国税庁、1965 年）、119 頁。
 武田昌輔「新法人税法の重要問題研究」『産業経理』第 26 巻第 4 号（1966 年）、158 頁。
 額田毅也「収益事業・棚卸資産 有価証券等の評価関係」『税と財』第 23 巻第 2 号（1966 年）、14 頁。
- 34 出口敏正『有価証券の税務と経理』（税務研究会、1970 年）、36 頁、295 頁、296 頁。
- 35 松橋行雄「有価証券の取得価額」『税務弘報』第 16 巻第 11 号（1968 年）、40 頁。
- 36 井上久彌「有価証券の取得価額」『税務弘報』第 14 巻第 10 号（1966 年）、115 頁。
- 37 松橋行雄、前掲注（35）、40 頁。
- 38 同上、40 頁。
- 39 井上久彌、前掲注（36）、116 頁参照。
 石岡富七『株式の税務－発行から合併まで－』（森山書店、1968 年）、133 頁－134 頁参照。
- 40 木原義一『所得税の理論と実務 昭和 36 年版』（税務経理協会、1961 年）、233 頁－236 頁参照。
 木原義一『所得税の理論と実務』（税務経理協会、1971 年）、156 頁－159 頁参照。
- 41 大山孝夫「株式の第三者割当て」『税務弘報』第 22 巻第 9 号（1974 年）、61 頁。
- 42 昭和 48 年度改正旧法人税法施行令 38 条 1 項 2 号
 有利な発行価額で新株その他これに準ずるものが発行された場合における当該発行に係る払込みにより取得した有価証券（株主等として取得したものを除く。） その有価証券の当該払込みに係る期日における価額
- 43 この点について、山口勇輝氏は、「昭和 48 年度税制改正により、現在の有利発行に係る受贈益課税規定と同様の枠組みが導入され、その後の数回の改正を経て、現在の規定に至っている。」と述べられている（山口勇輝「株式の有利発行に伴う課税の研究－受贈益課税と希薄化損失の取扱い－」『税務大学校論叢』第 97 号（2019 年）、298 頁）。
- 44 土屋俊康「法人税法の一部改正」『税経通信』第 28 巻第 6 号（1973 年）、82 頁。
- 45 富田達蔵「有利発行に対する株主課税」『税務弘報』第 21 巻第 12 号（1973 年）、155 頁。
- 46 土屋俊康、前掲注（44）、82 頁。
 朝長英樹「現代税制の現状と課題（組織再編税制編）」（新日本法規、2017 年）、280 頁参照。
- 47 吉牟田勲「法人税法の改正」『旬刊 時の法令』第 826 号（1973 年）、8 頁。
 「有利な発行価額」という文言について、戸島利夫氏は、「昭和 48 年 4 月改正前の法人税法施行令第 38 条第 1 項第 2 号の規定では、『有利な発行価額』という表現がなかったため第三者割当ての場合には、増資新株の払込期日における価額が少しでも発行価額を上回れば、その払込期日における価額と発行価額との差額が益金に算入されることになっていた。しかし、増資新株の発行価額の決定時点から払込期日までの間の株価の変動もあり、公正に決定された時価に近い発行価額による場合には、あえてその払込期日における時価と発行価額との差額を課税の対象とはしないとの趣旨から、改正後の規定では、『有利な発行価額』という表現がとられている。」と述べられている（戸島利夫「増資による資金調達」『税務弘報』第 21 巻第 6 号（1973 年）、75 頁）。
- 48 富田達蔵、前掲注（45）、114 頁参照。
 大山孝夫、前掲注（41）、61 頁参照。
- 49 大山孝夫、前掲注（41）、59 頁。
- 50 同上、64 頁。
- 51 石岡富七、前掲注（39）、134 頁。
- 52 同上、114 頁。
- 53 同上、135 頁。
- 54 武田昌輔「新株引受権の第三者割当てと課税問題－旺文社事件に触発されて－」『国際税務』第 22 巻第 10 号（2002 年）、33 頁。
 武田昌輔教授は、第三者有利発行に係る経済的利益について、法人税法上においても、「その経済的実態として明らかに贈与と認められるのであれば、その法形式に拘わらずに、課税上、これを贈与として認定すべきものとする。」と述べられており、その場合の贈与は、寄附金に該当し、その裏腹の関係として、法人税法 22 条 2 項の適用によって旧株主は課税されるとの見解を示されている（同、34 頁）。
- 55 この点について、大淵博義教授は、「法人が行う第三者割当ての有利発行増資は、資金調達手段、安定株主対策及び業務提携等、幅広いニーズに利用されている。したがって、関係会社やグループ役員等に対して経済的利益を供与した事例は枚挙に遑がないが、かかる場合に、発行人の株主総会で決議した旧株主に課税関係が生ずるという議論は従前には毛頭考えられていなかった」（大淵博義、前掲注（19）、24－25 頁）のであり、「第三者割当ての有利発行増資の場合には、その経済的利益を受けた引受人（新株主）が取得した経済的価値の取得を受贈益として課税するに止めており、旧株主に対する課税は断念されているということである」（同、25－26 頁）との見解を述べられている。